

平成29年度豪雪にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の平成29年度豪雪による被害により災害救助法が適用された長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町内の被災者の方に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しいたします。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻しいたします。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。
また、当該預金等を担保とする貸付を行います。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることといたします。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。
また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣を引換えいたします。
- (7) 国債を紛失した場合はご相談に応じさせていただきます。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸出条件の変更等、災害の影響を受けているお客様の便宜を考慮した、適時的確な取扱いをさせていただきます。
- (9) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じさせていただきます。
本ガイドラインの詳細については、全国銀行協会ホームページをご覧ください。
- (10) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いをさせていただきます。
- (11) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮を行います。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、お客様及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講じさせていただきます。